

「ラグ」の存在を念頭においた財政運営の必要性

みすみ まさかつ
 予算委員会調査室 三角 政勝

1. 景気循環と経済対策

(1) 戦後 15 回目の循環に入った現在の回復局面

現在、我が国経済は、サブプライム問題及びリーマン・ショック後の後退局面を脱し、先行きに不透明感を抱えつつも、持ち直しの動きが続いている。期間では戦後最長となった2002（平14）年2月から2007（平19）年10月までの拡張局面（暫定で69か月）及びその後の急速な後退局面（同17か月）は、戦後判定された14回目の景気循環に当たり、現在の局面は、その次の第15循環における拡張局面に位置していることとなる（図表1）。

景気循環の長さについては、各期間のばらつきが大きいのが、暫定値も含め戦後の循環期間を単純に平均すると、拡張期間が36か月、後退期間が16か月、全循環では53か月となっており、後退期間よりも拡張期間の方が2倍以上も長く、両者は対称的ではない。拡張局面においては、よほど景気が過熱し、インフレの弊害等が顕在化しない限り、財政及び金融における引締め政策が支持されにくい一方、後退局面においては、不況から脱するために、あらゆる政策が総動員されやすいという選好の非対称性があるのも一因であろう。

図表1 戦後の景気循環

景気循環（拡張期の通称等）	谷	山	谷	期間（月数）		
				拡張	後退	全循環
第1循環（特需景気）		1951年6月	1951年10月		4	
第2循環	1951年10月	1954年1月	1954年11月	27	10	37
第3循環（神武景気）	1954年11月	1957年6月	1958年6月	31	12	43
第4循環（岩戸景気）	1958年6月	1961年12月	1962年10月	42	10	52
第5循環（オリンピック景気）	1962年10月	1964年10月	1965年10月	24	12	36
第6循環（いざなぎ景気）	1965年10月	1970年7月	1971年12月	57	17	74
第7循環（列島改造ブーム）	1971年12月	1973年11月	1975年3月	23	16	39
第8循環	1975年3月	1977年1月	1977年10月	22	9	31
第9循環	1977年10月	1980年2月	1983年2月	28	36	64
第10循環（ハイテク景気）	1983年2月	1985年6月	1986年11月	28	17	45
第11循環（バブル景気）	1986年11月	1991年2月	1993年10月	51	32	83
第12循環	1993年10月	1997年5月	1999年1月	43	20	63
第13循環（IT景気）	1999年1月	2000年11月	2002年1月	22	14	36
第14循環（戦後最長の景気回復）	2002年1月	2007年10月	2009年3月	69	17	86
第15循環	2009年3月					
期間の平均（第14循環における暫定値を含む）				36	16	53

（注）1. 第14循環の山（2007年10月）及び谷（2009年3月）は暫定のため、斜体で示している。

2. 景気の通称等は、一般的に用いられることが多いものを挙げており、政府により正式に命名されたものではない。

（出所）内閣府経済社会総合研究所「景気基準日付について」（2010年6月7日）より作成

(2) バブル景気崩壊後の経済対策

国の財政においては、好況時に税収が増加し不況時に減少することや、不況期に失業給付などの社会保障に係る支出が増加することから、景気の変動に対して安定を図ろうとする機能が自動的に組み込まれている（ビルトイン・スタビライザー）。累進課税や社会保障給付には、高所得者から低所得者への所得再分配だけでなく、マクロ経済の安定化の機能も期待されている。とりわけ税の累進性が強い場合、ブラケット・クリープ¹により、好況期（不況期）における増収額（減収額）が、より大きく反映されることとなる。

しかしながら、このような非裁量的なビルトイン・スタビライザーの機能だけでは経済の安定化が十分に図れないと判断された場合には、裁量的に財政支出の追加や減税を図ることなどにより、総需要の拡大を図り景気回復を目指す政策がとられる。「経済対策」の厳密な定義は必ずしも明らかでないが、一般的には、このように景気の落ち込みに対して、政府により裁量的に実施される政策のパッケージを指すことが多い。

バブル景気崩壊後の我が国経済は、循環的にみれば、現在の局面も含め、後退局面と回復局面を4回経験している。こうした中、景気後退局面の下支えを行うとともに、本格的な回復の「呼び水」の役割を果たすべく、累次にわたり、公共投資の追加を始め、減税、雇用対策、中小企業対策、成長分野とされる産業分野への誘導、地方への支援等を内容とする大型の経済対策が講じられてきた。

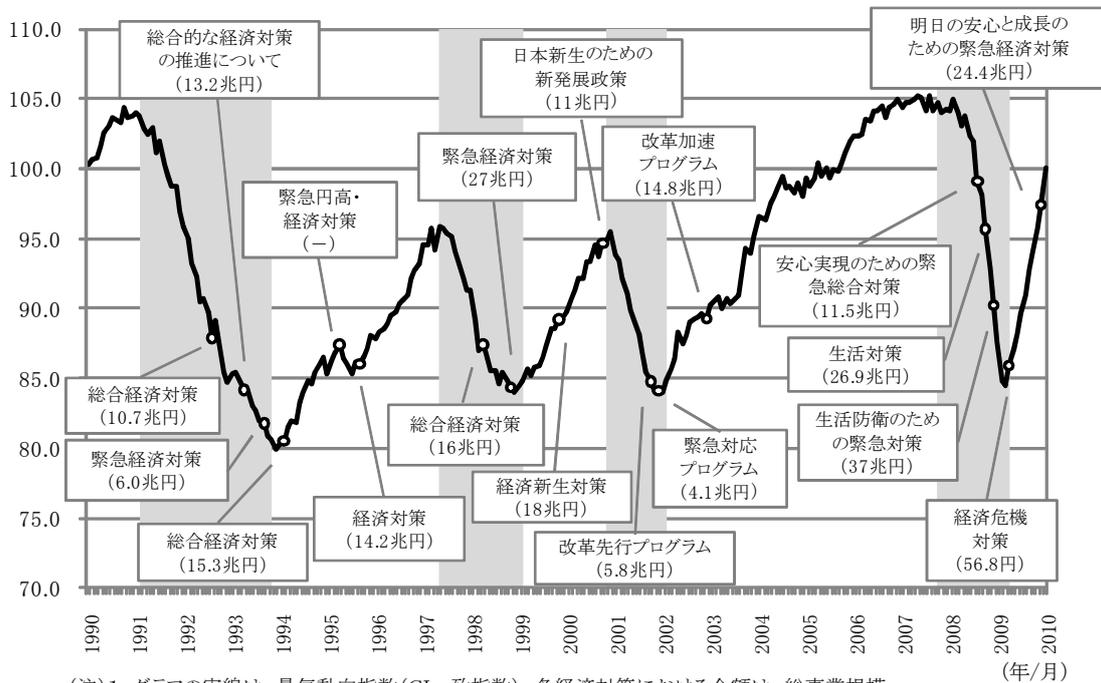
その主な対策の策定時期と事業規模は、図表2のとおりである。その回数は、同表に掲げただけでも18回に上り、事業規模を単純に合計するならば、300兆円を超える（ただし、金融面での対応なども含むことから、必ずしも財政支出の合計額ではない）。しかしながら、こうした巨額の対策が講じられてきたにもかかわらず、我が国経済の状況は、回復局面にあっても総じて力強さを欠き、バブル景気崩壊後の経済社会の状況は、「失われた10年」あるいは「失われた20年」などと形容されることも少なくない。確かに、戦後最長となった前回の回復局面（第14循環）についても、その回復のペースは緩やかであり、しかも、その後の急速なマイナス成長により、名目GDPで見れば、ほとんど20年前の水準にまで逆戻りしている。

こうした状況を背景に、これまでの経済対策、とりわけ公共事業の追加的な実施に対して、「投資の効果があつたのか」、「無駄な事業が多かつたのではないか」といった批判がなされるようになり、いくつかの事業については中止を余儀なくされた。しかしながら、景気循環への対応という側面からは、これらの経済対策が「なかりせば」、我が国経済が更に深刻な状況に陥っていたであろうことも想像に難くない。「穴を掘って埋める公共事業」の喩えの核心もそこにあるものと思われる²。

¹ 経済成長やインフレ（デフレ）により課税対象額の名目値が増加（減少）することに伴い、適用される税率の区分（限界税率）が高率（低率）に移行し、その結果、自動的に税収が増加（減少）することをブラケット・クリープという。バブル景気の時期における自然増収は、こうしたブラケット・クリープによる寄与が顕著であったとされている。

² 公共事業による社会資本の整備が国民経済に与える効果としては、その性質により「フロー効果」と「ストック効果」に大別される。「フロー効果」とは、公共事業の実施に伴い、生産や雇用、消費等が拡大することにより国民経済において需要が創出される効果という。一方、「ストック効果」とは、整備された社会資本が、そ

図表2 景気循環とバブル景気崩壊後の主な経済対策



(注) 1. グラフの実線は、景気動向指数(CI一致指数)。各経済対策における金額は、総事業規模。
 2. 網掛け部分は景気後退期。
 (出所)内閣府「景気動向指数」、「参議院予算委員会提出資料」等より作成

ところで、経済対策において、その対策の内容そのものが重要であることは当然であるが、それに勝るとも劣らず重要なのは、実施のタイミングでもある。すなわち、経済安定化策は、限られた経済資源を用いて実施されるものであり、主に好況時において徴収された租税や、金融市場から調達された公債金による財源を用いて、不況時において政府が市場の参加者として民間経済を刺激するということであるから、その実施は、基本的には景気の後退局面においてなされるべきであるとともに、拡張局面における必要以上の実施は、景気循環の安定化及び財政の持続性の観点からは、むしろ望ましくない場合もあり得る。

しかしながら、現実には、最適のタイミングで実施することは困難なことでもある。なぜならば、経済の変化は、「現在」起こっていることであるが、それが統計に反映され、政策当事者が認識し、対策を検討した後、国会が審議・議決し、執行に至るまでには一定の

の本来の機能を発揮することにより、生産性や生活水準の向上が図られる効果をいう。極論として喩えられる「穴を掘って埋める公共事業」によっても、一定の「フロー効果」は生じる。

なお、ケインズその人は次のように喩えている。「いま、大蔵省が古瓶に紙幣をいっぱい詰めて廃坑の適当な深さのところ埋め、その穴を町のごみ屑で地表まで塞いでおくとする。そして百戦錬磨の自由放任の原理にのっとる民間企業に紙幣をふたたび掘り起こさせるものとしよう(中略)。そうすればこれ以上の失業は起こらなくてすむし、またそのおかげで、社会の実質所得と、そしてまたその資本という富は、おそらくいまよりかなり大きくなっているだろう。なるほど、住宅等を建設するほうがもっと理にかなっている。しかしこのような手段に政治的、現実的な困難があるならば、上述したことは何もしないよりはまだましである。」「貯蓄を用いて「地中に穴を掘ること」にお金を費やすなら、雇用を増加させるばかりか、有用な財・サービスからなる実質国民分配をも増加させるであろう。だが、ひとたび有効需要を左右する要因をわがものとした日には、分別ある社会が場当たりのでしばしば浪費的さえあるこのような緩和策に甘んじて依存し続ける理由はない。」(ケインズ著、間宮陽介訳『雇用、利子および貨幣の一般理論』(上巻)岩波文庫179頁、308頁)

期間を要するからである。これらの期間を「経済対策のラグ」と呼ぶこととする。この「ラグ」があるため、経済対策に係る政策当事者の意思決定が後手に回るということもあり得る。その是非の評価は難しいが、図表2をみると、景気後退局面を脱した後において決定された経済対策も少なくない。

2. 経済対策のラグ

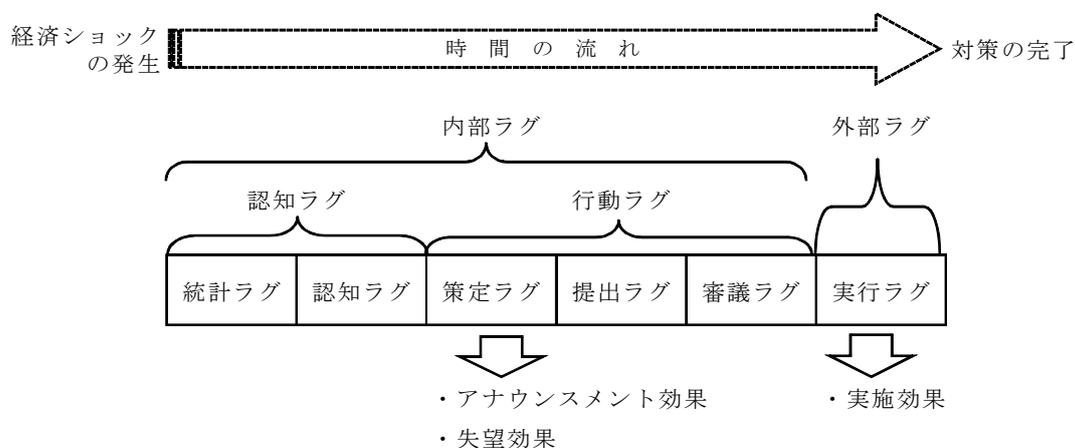
(1) 経済政策におけるラグの種類

「経済対策のラグ」の種類について、浅子和美『マクロ安定化政策と日本経済』等を参考にしつつ、私見により整理するならば、以下のとおりである（図表3）。

まず、経済ショックが発生した後、これに対する政策が執行されるまでを「内部ラグ」、政策が執行されてから、その効果が発揮されるまでを「外部ラグ」と呼ぶ。これは、政策の立案・執行を担う立法府及び行政府の立場からみて「内部」と「外部」とを区別しているものである。

これらのうち、「内部ラグ」については、「認知ラグ」及び「行動ラグ」に分類される。さらに、「認知ラグ」については「統計ラグ」及び狭義の「認知ラグ」に分けられ、また、「行動ラグ」については、「策定ラグ」、「提出ラグ」及び「審議ラグ」に分けられる。

図表3 経済政策におけるラグと効果(イメージ図)



(出所) 筆者作成

ア 広義の「認知ラグ」

広義の「認知ラグ」のうち、「統計ラグ」は、経済ショックの発生が、公表される統計に反映されるまでの期間を指す。統計には、外国為替や株価、金利などのように、リアルタイムで把握できるものもあるが、一般に、経済の変動の状況が定量的に把握できるようになるのは、早くても翌月、多くは翌々月以降となる。全体的な国民経済の状況を示すGDP統計に至っては、各種の一次統計を踏まえて作成されることから、当該四半期終了から概ね1か月半程度後に速報が公表されることとなる。無論、経済

ショックに対し、統計結果が判明する前に直ちに対応することは重要であるが、定量的な判断を行うためには、各種の統計を踏まえることが不可欠である。

次に、狭義の「認知ラグ」は、判明した統計結果等を踏まえ、政策による対応が必要か否かが認識されるまでの期間をいう。これについては、特段決まった期間を要するものではなく、当事者の主観的な認識に依存することとなる³。

イ 「行動ラグ」

「行動ラグ」のうち、「策定ラグ」は、経済対策が必要であると認識された後、実際に対策を取りまとめるまでの期間を指す。例えば、総理大臣による対策策定の指示がなされてから、経済対策として政府の決定（閣議決定等）が行われるまでの期間がこれに当たる。

次の「提出ラグ」は、経済対策が策定されてから、それを実施するための予算編成や法律案の作成作業を経て、必要な議案を国会に提出するまでの期間を指す。実際には、前段階の「策定ラグ」の期間において並行的に進められる作業もあるが、予算書の作成・校正・印刷や法律案の法制審査などには、事務的に一定の期間が求められることとなる。

「審議ラグ」は、経済対策の内容が、予算や法律案といった議案として国会に提出され、両院の関係委員会における審査等を経て、国会としての議決を得るまでの期間を指す。ただし、予算や法律の制定を必要とせず、行政府の判断で執行できる政策については、「提出ラグ」及び「審議ラグ」は生じない。

ウ 外部ラグ

上記の「内部ラグ」に対し、「外部ラグ」は、「実行ラグ」と呼ばれ、行政において執行された政策がその効果を発揮するまでの期間を指す。

(2) アナウンスメント効果

経済政策は、策定が指示された時点や、対策の内容が明らかになった時点においても、民間経済主体の受け止め方によっては一定の効果を発揮する場合がある。これをアナウンスメント効果という。

政府等から発せられる情報について、民間主体が好意的に受け止めれば、株価の上昇や金融市場の安定などのプラスの効果が生じることがあるが、逆に予想を下回った場合には、「失望効果」と呼ばれるマイナスの効果をもたらすこともある。

また、政府等によるアナウンスメントに対し、民間主体はこれを織り込んで経済活動を行うが、それが実現されないことが続く場合などには、政府等に対する信認が低下することとなり、アナウンスメント効果が生じにくくなるおそれもある。

³ 浅子和美『マクロ安定化政策と日本経済』は、「認知ラグ」に関して、「政策対応の誤りを指摘される大多数のケースは、政策当局の経済理論の誤りというよりも、政策発動の必要性を看過するといった意味での認知ラグの存在が大きい」と指摘している（100頁）。

(3) 「提出ラグ」及び「審議ラグ」の状況

以下では、バブル崩壊後に策定された経済対策において、実際にどの程度のラグが生じていたのかを概観することとする。ただし、「統計ラグ」から「策定ラグ」までについては、その推定が困難であると考えられることから、ここでは、経済対策の策定から補正予算の国会提出までの期間を「提出ラグ」、国会提出から成立までを「審議ラグ」として、その状況を取り上げることとする。

次頁の図表4において掲載した補正予算を伴う17回の経済対策のラグの平均をみると、「提出ラグ」は32日、「審議ラグ」は同17日、両者を合わせると49日となる。

ただし、個々の経済対策についてみると、そのばらつきは大きく、最短の「提出ラグ」は1994（平6）年2月策定の「総合経済対策」で7日、「審議ラグ」については1995（平7）年4月策定の「緊急円高・経済対策」で4日となっている。一方、最長のケースは、「提出ラグ」については1993（平5）年9月策定の「緊急経済対策」で75日、「審議ラグ」については1992（平4）年8月策定の「総合経済対策」で41日となっている。

また、これを景気循環別にみると、バブル景気崩壊直後の第11循環においては、「提出ラグ」及び「審議ラグ」を合わせた平均が66日となっている。続いて第12循環では34日、第13循環では38日と短くなるが、第14循環では再び長くなり59日となっている。

これらのラグの期間の長短は、それぞれの時点における政治、経済状況等により左右されるものであり、一概に論ずることは困難であるが、大要以下のような背景の下にあった。

まず、第11循環に掲げた対策がとられた時期においては、衆議院における中選挙区制度をどのように見直していくかという「政治改革問題」が国政における最重要課題と位置付けられ、これを争点として実施された1993（平5）年の総選挙の結果、政権が交代することとなり、細川内閣が発足した。その後、1994（平6）年度当初予算については、政治改革関連法案の審議を優先させるため、異例の越年編成とされるなど、当時の状況を敢えて端的に示すならば、経済よりも政治改革に重点が置かれた時期と捉えることができる。

その後の第12循環から13循環にかけては、連立政権に参加する政党に変化がみられたものの、自由民主党を第一党とする政権が続く中、阪神・淡路大震災、金融危機、不良債権問題といった経済問題への対応を重要視しつつ、この間、橋本内閣及び小泉内閣においては、経済財政等における「構造改革」の必要性が唱えられ、着手されることとなった。すなわち、この時期については、景気後退の局面において、累次の経済対策が講じられる一方、景気回復が展望される段階では、緊縮的な側面を含む財政改革に着手されたが、いずれの立場にせよ、経済財政問題が重要視されてきた時期であるといえよう。

そして、第14循環においては、リーマン・ショック後の未曾有の不況に対し、大規模な財政支出を含むあらゆる対策が求められる中、2007（平19）年6月の参議院通常選挙の結果、参議院における与野党の議席数が逆転するという、いわゆる「ねじれ」の下での国会運営が2009（平21）年夏まで続くという状況にあった。

図表4 補正予算を伴う経済対策における「提出ラグ」と「審議ラグ」

景気循環	第11循環(バブル景気とその崩壊)				左の期間 における平均
景気の上と谷	(山) 1991年2月		(谷) 1993年10月		
経済対策の策定 (内閣)	総合経済対策 (宮澤)	総合的な経済 対策の推進につ いて(宮澤)	緊急経済対策 (細川)	総合経済対策 (細川)	
	1992年8月28日	1993年4月13日	1993年9月16日	1994年2月8日	
補正予算の提出	92年度補正 1992年10月30日	93年度1次補正 1993年5月14日	93年度2次補正 1993年11月30日	93年度3次補正 1994年2月15日	
「提出ラグ」(日数)	63	31	75	7	44
補正予算の成立	1992年12月10日	1993年6月8日	1993年12月15日	1994年2月23日	
「審議ラグ」(日数)	41	25	15	8	22
計(日数)	104	56	90	15	66

景気循環	第12循環(バブル後の緩やかな景気回復と金融危機)					左の期間 における平均
景気の上と谷	(山) 1997年5月			(谷) 1999年1月		
経済対策の策定 (内閣)	緊急円高・経済 対策(村山)	経済対策 (村山)	総合経済対策 (橋本)	緊急経済対策 (小淵)	経済新生対策 (小淵)	
	1995年4月14日	1995年9月20日	1998年4月24日	1998年11月16日	1999年11月11日	
補正予算の提出	95年度1次補正 1995年5月15日	95年度2次補正 1995年10月4日	98年度1次補正 1998年5月11日	98年度3次補正 1998年12月4日	99年度2次補正 1999年11月25日	
「提出ラグ」(日数)	31	14	17	18	14	19
補正予算の成立	1995年5月19日	1995年10月18日	1998年6月17日	1998年12月11日	1999年12月9日	
「審議ラグ」(日数)	4	14	37	7	14	15
計(日数)	35	28	54	25	28	34

景気循環	第13循環(IT景気とデフレ不況)				左の期間 における平均
景気の上と谷	(山) 2000年11月		(谷) 2002年1月		
経済対策の策定 (内閣)	日本新生のため の新発展政策 (森)	改革先行プログ ラム(小泉)	緊急対応プログ ラム(小泉)	改革加速プログ ラム(小泉)	
	2000年10月19日	2001年10月26日	2001年12月14日	2002年12月12日	
補正予算の提出	2000年度補正 2000年11月10日	2001年度1次補正 2001年11月9日	2001年度2次補正 2002年1月21日	2002年度補正 2003年1月20日	
「提出ラグ」(日数)	22	14	38	39	28
補正予算の成立	2000年11月22日	2001年11月16日	2002年2月1日	2003年1月30日	
「審議ラグ」(日数)	12	7	11	10	10
計(日数)	34	21	49	49	38

景気循環	第14循環(戦後最長の景気とリーマン・ショック)				左の期間 における平均
景気の上と谷	(山) 2007年10月		(谷) 2009年3月		
経済対策の策定 (内閣)	安心実現のため の緊急総合対 策(福田)	生活対策 (麻生)	経済危機対策 (麻生)	明日の安心と成 長のための緊急 経済対策 (鳩山)	
	2008年8月29日	2008年10月30日	2009年4月10日	2009年12月8日	
補正予算の提出	2008年度1次補正 2008年9月29日	2008年度2次補正 2009年1月5日	2009年度1次補正 2009年4月27日	2009年度2次補正 2010年1月18日	
「提出ラグ」(日数)	31	67	17	41	39
補正予算の成立	2008年10月16日	2009年1月27日	2009年5月29日	2010年1月28日	
「審議ラグ」(日数)	17	22	32	10	20
計(日数)	48	89	49	51	59

本表における 総平均
32
17
49

(注)1. 「ラグ」の日数の算出に当たっては、官公庁の閉庁日及び国会の開会の有無を考慮していない。

2. 「生活防衛のための緊急対策(2008年12月19日)」については、2009(平21)年度当初予算における措置が中心であるため、本表においては省略した。

(出所)内閣府「景気動向指数」、「参議院予算委員会提出資料」等より作成

こうした背景におけるラグをどのように評価するかについての一義的な判断基準は、おそらく存在しないと思われるが、財政民主主義の原則からいえば、国会審議は時間をかけて充実したものとなることを期待される一方、対策を速やかに執行すべきという観点から

は、ラグを可能な限り短くすることが求められることとなる。

この点に関し、例えば、「日本の公共投資政策をめぐるのは、認知ラグ、行動ラグのいずれの面からも、無視できないほどの内部ラグが存在する」として、「内部ラグは短ければ短いほど望ましい」との指摘もある⁴。しかしながら、中央銀行の国債引受けなどによる戦時財政の野放図な拡大や、その後、急激なインフレを招いたことといった苦い歴史的教訓を踏まえるならば、国会審議に一定の期間を確保することの重要性は、現代においてもいささかも変わることはないと考えられる。

憲法上、予算の議決に関しては、法律案の場合よりも衆議院の優越が強く、かつ参議院の審議期間に係る規定も短くなっているが（憲法第60条）、このことは、財政民主主義の確保と審議ラグの短縮というトレード・オフとも言える2つの要請に対し、現実的な調和を図るための規定であると解することもできよう。

3. 消費税率引上げのタイミングと「内部ラグ」

(1) 1997年4月の消費税率引上げと景気の状況

これまで見てきたのは、景気後退への対応としての経済対策のラグに関してであったが、これと反対に、増税などの緊縮的な政策の実施についても、政策のラグが存在するために、そのタイミングが極めて難しいものとなっている。

例えば、第12循環の山は1997（平9）年5月であるが、ほぼ同時期の4月に消費税率（地方消費税を含む）の5%への引上げとともに、特別減税が打ち切れ、9月から健康保険の自己負担割合が引き上げられるなど全体で9兆円規模とされる緊縮的な政策が相次いだ。このため、消費税率の引上げが景気後退の引き金となったとの指摘も少なくないが、その是非については、専門家の間でも見解が分かれているところであり、景気後退の原因のすべてを財政引締めに着目させることについては、慎重な議論が必要かと思われる。しかしながら、景気動向の把握に関する「認知ラグ」等の存在により、消費税率の引上げ等の政策は、結果としてみれば、景気のピークとほぼ一致してしまったことは事実として否めない。

さらに、1997（平9）年の夏から秋にかけて、アジア通貨危機、北海道拓殖銀行及び山一証券の破たんなどが相次ぎ、景況の悪化と金融不安が極めて深刻となっていた同年11月に財政構造改革法が成立したことも、後から振り返れば、望ましいタイミングとは言い難い状況にあった。ただし、その直後の12月には、橋本総理から特別減税の実施が表明されるなど、景気重視の財政運営への方向転換が図られた。1998（平10）年度当初予算については、財政構造改革法の成立を踏まえ編成されたものの、同予算は1998（平10）年4月に成立した後、直ちに補正されることとなり、6月には第1次補正予算が成立した。財政構造改革法についても、それに先立つ5月には目標年次の延長や弾力条項を盛り込む等の改正がなされた。さらに、同年7月の参議院選挙の結果を受け、内閣が交代することとなり、財政構造改革法は同年12月に施行が停止され現在に至っている。

⁴ 浅子和美『マクロ安定化政策と日本経済』217頁。

(2) 「ラグ」の存在を前提にして議論を進める必要性

現在、最悪の水準を更新し続ける我が国財政の状況に対し、その持続性を確保するための道筋を示すことが、喫緊の課題となっている。そのような中、その是非はともかく、消費税の扱いが今後の税制改革における重要な論点になるであろうことは疑いない。

先に述べた1997(平9)年4月の消費税率の引上げに関し、そのための関係法律が制定されたのは、その施行の約2年半前となる1994(平6)年11月である。すなわち、仮に税率の引上げを検討するとした場合、これまでみてきた各種のラグとともに、実施までに必要な準備期間を踏まえるならば、景気が回復してから議論に着手したのでは、再びタイミングを逸する可能性がある。なぜならば、これまでの景気の拡張期間の平均は36か月(3年)であり、景気が底を打ち回復基調が確認されてから議論を始めれば、立案及び審議をしている間に、再び後退局面に転じてしまうか、後退に至らなくとも、ピークをうかがう状況に差し掛かっている可能性が高いからである。無論、現在の回復局面が、戦後最長となる前回局面の69か月(5年9か月)程度持続するならば、現在の局面における引上げも視野に入るかもしれないが、現在のところ、それほど長期の回復局面が続く保証はない。

2010(平22)年6月に閣議決定された「財政運営戦略」においては、こうした過去の反省を踏まえ、「財政健全化への取組は、景気変動に対する柔軟性を有するべきである」と指摘されているところであるが、消費税を始めとした税制の抜本改革の議論についても、景気循環の状況と各種ラグの期間の存在を念頭に置きつつ、必要な議論を進めた上で、その施行については、最も適当なタイミングを期して行うことができるような仕組みを講じておく必要があるのではないかと思われる⁵。

【参考文献】

浅子和美『マクロ安定化政策と日本経済』(岩波書店 平12.12)

田中秀明「財政ルールと財政規律—予算制度の計量分析—」『一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー』(平21.10)

中里透「1996年から98年にかけての財政運営が景気・物価動向に与えた影響について」

井堀利宏編『財政政策と社会保障』(バブル/デフレ期の日本経済と経済政策5、慶應義塾大学出版会 平22.1)

⁵ なお、1997(平9)年の消費税率引上げに関し、その根拠となる「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律」(平成6年法律第109号)の附則第25条においては、「消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。」との検討条項が盛り込まれたが、この条項は、景気変動に対する柔軟性のためというよりは、引上幅の上積みを念頭においた規定とみられる。ただし、結果として、この条項に基づく見直しは行われなかった。